

日本高度実践看護学会 電磁的方法による理事会審議（メール審議）細則

（目的）

第1条 理事会を待たず早急に審議の必要性のある議案について、電磁的方法（電子メール）を用いて速やかに決議するための流れを明確にすることを目的とする。

（発議）

第2条 審議を求める議案をもつ理事は、電磁的方法（電子メール）により、審議事項を理事長、副理事長、総務委員長に発議する。

（審議の開始）

第3条 理事長は、電磁的方法（電子メール）により、理事・監事に審議事項と審議期日を提示する。理事には承認、不承認、ならびに必要時、意見を回答するように、監事には審議に関する意見を回答するように依頼する。

（審議）

第4条 理事・監事全員から回答が揃った時点で審議終了とする。

2 審議事項に関する疑義が生じた場合は審議を中断し、議案を整理した上で、改めて発議と審議を行う。

（決議）

第5条 発議した者を含む理事全員が承認し、監事からの異議がない場合に、当該議案が決議されたとみなす。

（議事録の作成）

第6条 総務委員長は、審議結果と審議終了日を事務局へ報告し、議事録案の作成を依頼する。議事録案の内容について、総務委員長が理事長、副理事長、監事に確認し、議事録を作成する。

（審議結果の報告）

第7条 理事長は、電磁的方法（電子メール）により、審議結果と決議結果について議事録とともに理事・監事に報告する。

（議事録の保管）

第8条 理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（附則）この電磁的方法（メール審議）による理事会会議細則は、令和7年8月19日から施行する。